

主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人山川与助の上告趣意について。

所論は、第一審判決を目して違憲又は違法といつているがその実質は単に事実審裁判所の裁量に属する自首減輕をしなかつたことを非難するに帰着する。されば、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また、同四一一条の職権発動を為すべきものとも認められない。

被告人Bの弁護人黒川新作の上告趣意について。

所論は、すべて結局単なる訴訟法違反の主張に帰するばかりでなく、控訴審における国選弁護人の選任に関する刑訴三九一条、四〇四条、二八九条二項等を無視した議論と解されるから、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らないし、また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとも思われない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二六年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	眞	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎